# ID:　77

## 担当部署:　教育委員会事務局 生涯学習課

|  |  |
| --- | --- |
| **処分の概要** | 特別の設備等の承認 |
| **例規名****根拠条項** | 藤崎町ライフコート平川条例　第10条(第16条第2項において読み替える場合を含む。) |
| **例規番号** | 平成20年条例第6号 |
| 【根拠条文】(使用者の行う特別の設備等)第10条　使用者は、ライフコートの使用に当たって、特別の設備を設け、又は特別な物件を搬入し、若しくは使用するときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。【基準】根拠条文に同じ。 |
| **標準処理期間** | 5日 |
| 備考 |  |
|  |
| **設定年月日** | 平成27年10月13日 | **最終変更年月日** | 　年　　月　　日 |